**平成２８年（フ）第２８８３号**
東京都足立区青井６丁目21―13―305
債務者　飯田　美幸
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第２８８５号**
東京都目黒区中根１丁目12―18―103　エーデルハイムⅡ
債務者　角倉三希子
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第５９６号**
神奈川県藤沢市用田474番地の１　グレース御所見102
債務者　萩原　優子
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第７号**
大分県中津市大字田尻802番地
債務者　井石　和行
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月23日午後１時30分
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

**平成２８年（フ）第９号**
長崎県南島原市南有馬町乙916番地１
債務者　石田　正士
1　決定年月日時　平成28年４月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月17日午前11時45分
長崎地方裁判所島原支部破産係

**平成２８年（フ）第２７２２号**
東京都足立区綾瀬５丁目２―５―306
債務者　山村　雅英
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第２７９５号**
東京都江東区東砂２丁目13―11―711
債務者　齋藤みち子
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第２８１４号**
東京都練馬区光が丘２丁目４―11―913
債務者　大野ミチル（旧氏名大野瑞恵）
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第２０号**
栃木県小山市花垣町１丁目２番32号　古川ハイツ102号
債務者　大塚　市郎
1　決定年月日時　平成28年４月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月１日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

**平成２８年（フ）第２４５号**
東京都八王子市北野町555番地７ソレイユ北野202号
債務者　中山美佳こと　ハンミスク　韓　美淑
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月30日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２８年（フ）第７１２号**
神奈川県藤沢市渡内１丁目５番21号
債務者　新井　邦裕
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第７１５号**
横浜市保土ケ谷区坂本町82番地１　第２イシイハイツ203号
債務者　古川　和史
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第７２２号**
神奈川県藤沢市善行１丁目19番地の４　クリエール善行201
債務者　椎名　早苗
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第３８８号**
神奈川県藤沢市白旗４丁目11番53号　ラヴィータ　フェリーチェ藤沢　106
債務者　高橋　　恵
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第２８３０号**
東京都品川区南大井３丁目16―２―101
債務者　池田　三郎
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月14日午後４時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第１４９３号**
大阪市此花区梅香２丁目７番11―1405号、前住所神戸市中央区北長狭通４丁目９番15―1002号
債務者　宮内　美和
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部